本号で公布された主な条例のあらまし -

◇新潟県手数料条例の一部を改正する条例 (新潟県条例第24号)

1 マンション管理計画認定申請手数料等の新設

マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に伴い、マンション管理計画の認定の申請等に係る手数料を新たに規定することとしました。(別表関係)

2 長期優良住宅に係る手数料に関する規定の整備

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、建築行為を伴わない既存住宅の認定制度が創設されることから、長期優良住宅に係る手数料に関する規定の整備を行うこととしました。(別表関係)

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (新潟県条例第25号)

1 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う規定の整備

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、職員が同一の子について育児休業をすることができる 回数を、条例で定める特別の事情がある場合を除き、2回以内とすることとなったことに伴い、当該特別の事 情に係る規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。(第3条関係)

2 施行期日

この条例は、令和4年10月1日から施行することとしました。

◇新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(新潟県条例第26号)

1 公費負担の限度額の引上げ

公職選挙法施行令の改正に伴い、新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動に関し、選挙運動 用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとしました。(第 4条、第8条及び第11条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例(新潟県条例第27号)

1 対象の見直し

温室効果ガスの排出の抑制に寄与する次世代自動車の普及を促進することが地球温暖化を防止するための脱 炭素社会の実現に資するものであることに鑑み、この条例に基づき普及の促進をすることとする対象を次世代 自動車に見直すこととしました。(第1条関係)

2 次世代自動車の定義

この条例において「次世代自動車」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車その他の自動車であって、その使用に伴い排出される温室効果ガスがないか、又はその量が相当程度少ないものをいうこととしました。(第2条関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県営住宅条例の一部を改正する条例 (新潟県条例第28号)

1 県営住宅の廃止

県営あかさか住宅(長岡市)及び県営小関住宅(燕市)を廃止することとしました。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。